

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和8年3月27日

ささめがわ 一級河川笹目川を特定都市河川に指定し、 流域治水を加速します！

一級河川笹目川は、流域全体の市街化が進んでおり、令和元年東日本台風で甚大な浸水被害が発生しました。

このたび、あらゆる関係者が協働して治水対策に取り組む「流域治水」を加速するため、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和8年3月27日に一級河川笹目川を特定都市河川に指定しました。

今後、河川管理者、下水道管理者、流域市長等で構成する流域水害対策協議会を設置し、流域全体で治水対策に取り組むための流域水害対策計画の検討を進めます。

1 特定都市河川指定の概要

特定都市河川の指定により、河川整備等の加速化を図るとともに、法律に基づいた雨水対策や土地利用規制など、流域全体で治水対策に取り組めます。

2 今後のスケジュール（予定）

令和8年4月	流域水害対策協議会の設置
令和9年3月	流域水害対策計画の策定
令和9年4月	浸水被害対策の実施
	雨水浸透阻害行為の許可（法第30条）の適用

3 添付資料

別紙1	一級河川笹目川の概要
参考	法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践